

基調講演 日本の国防と経済安全保障

日本の国防と経済安全保障

2022年10月13日 ニッセイ基礎研究所シンポジウム 同志社大学法学部 特別客員教授 兼原信克

1. 安倍外交の遺産(1)

- (1) 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」構想
- (ア)第一次安倍政権時のインド国会演説が奔り「二つの海の交わり」2007年。
- (イ) 戦略的構図の変化を一言で言い表した~谷口智彦慶応大学教授の戦略観
 - 1945年以降 「米英仏露中」対「日独伊」から「米英仏独日」対「中露」へ
 - 1970年代以降 「米英仏日独+中」対「ソ連+インド」
 - 2010年代以降 「米英仏日独+インド」対「中国+ロシア」
- (ウ)権力政治の対中・ソ連携(キッシンジャー型)に対して、安倍総理のFOIPは自由主義的価値観を共有する戦略パートナーとしてのインドとの連携。
- (工) 自由主義国際秩序の維持のための様々な枠組みの重層的成立。軍事的脆弱性の克服。 ⇒QUAD(日米豪印)、AUKUS(米英豪)、NATOとAP4(日韓豪NZ)の連携へ。
- (オ)トランプ大統領が弱体化させた西側の連携に腐心。特に、アジアにおいて価値観外交を推進。アジアは今世紀世界GNPの6割を占める。米中の草刈り場。FOIPは米国のリーダーシップを補完。トランプ大統領も踏襲。欧州、ASEANが追随。

2. 安倍外交の遺産(2)

- (2) 安全保障法制の整備他
- (ア) 国家安全保障会議 (NSC) 、国家安全保障局 (NSS) の設立。
 - ⇒本物のシビリアンコントロールの確立 (=民選の政治指導者による戦略・戦争指導)へ。初めて国家安全保障戦略を策定。
- (イ) 平和安全法制の制定 (集団的自衛権の行使容認等。対等な日米同盟へ)
 - ⇒米軍が日本を拠点に韓台比を守る(1960年。安保条約6条。岸総理)
 - ⇒重要影響事態に米軍後方支援(1999年。周辺事態法。小渕総理)
 - ⇒存立危機事態に米軍と共に戦う(2015年。平和安全法制。安倍総理)
- (ウ) 防衛装備輸出三原則の制定
 - ⇒①条約禁止兵器禁輸、②厳格審査、③第三国輸出の制御)。
 - ⇒三木総理の全面禁輸政策(佐藤総理三原則の変質)の見直し。
- (工)防衛費の増額 4兆6500億円から現在の6兆1700億円へ。GNP 2%への踏み台。
 - ⇒ただし、同時に、消費税を2度引き上げ。5→8%、8→10%

3. 安倍外交の遺産(3)

- (3)70年歴史談話の発表~「自由主義者かつ愛国者としての『日本人像』」を提示
- (ア) 戦中派の歴史観と戦後のマルクス主義史観の生んだ分断の克服
 - ⇒マルクス主義史観:日本の過去(資本主義・封建時代)の全否定。 世界共産革命への急進的な同調。議会制民主主義の否定。
 - ⇒戦中派史観(司馬遼太郎史観):昭和までは立派なアジアに先駆けた近代 国家。昭和からの軍部の暴走が国を誤った。国民史観。
- (イ) 村山談話の評価
 - ⇒「何を謝っているのかわからない」「連合軍が全て正しかったのか」
 - ⇒歴史観をめぐる分断をさらに激化。
- (ウ) 70年談話(+米議会演説)~「100年のスパンで世界史を見よ」(安倍晋三)
 - ⇒拡張主義的な戦争に打って出たことは国際潮流に反した。
 - ⇒連合国の植民地主義、人種差別は、日本敗退後に同様に敗れた。
 - ⇒自由、民主主義、法の支配に基づく自由主義国際秩序は、守るに値する。

4. 安倍外交の遺産(4)

(4) メガ自由貿易圏の創設

安倍総理は、CPTPP、RCEP、TAG(対米)、日EU・EPAを締結。21世紀にこれほどのメガ貿易自由貿易圏を作った指導者は、安倍総理だけ。

- (ア)オバマ大統領が主導しながら途中離脱したTPP協定(日豪NZ+加智墨+星越マレーシア及びブルネイ)締結を完遂。民主党政権時代にTPP撤回を求めた自民党の方針を180度転換。
- (イ)米国不在で中国の影響の強いRCEP(ASEAN+日韓豪NZ)を推進。自由貿易派の日豪NZでハイレベルの自由貿易を目指す。離脱したインド引止め工作。
- (ウ) トランプ大統領の顔を立てて対米物品協定(TAG)を締結。
- (工) 日EU・EPA協定を締結。トランプの米国第一主義に対し日欧の結束を誇示。
- (オ)「TPP等対策本部」の創設。総理官邸主導で、初めて内政と外交を一体化させた通商交渉を実現。日本版USTR。

5. ウクライナ問題(1)

- 1. ウクライナはNATOの防衛義務及び米国の勢力圏外
- (1) 東欧諸国の中で、ロシアが最も重要と考える国。キーウ公国は、10世紀にバイキングによる征服王朝として生まれた。13世紀にチンギス家のバトゥに征服され、キプチャック国に服属。その後、勢力を拡大。リトアニア、ポーランド、スウェーデンとの角逐を制す。
- (2) ドニエプル川で二分される国、ウクライナの東半分は民族的にロシア人に近い。 ロシア正教。西半分はポーランド、リトアニア系でカトリック教(東宝典礼協会)。 西側志向。なお、クリミア半島は、エカテリナ女帝がタタル人から奪った避暑地でロ シア人が多い。
- (3) ロシア人が、大ロシアに含むのは、ベラルーシ、ウクライナ、カザフ北部。
- 2. NATO拡大問題とウクライナ
- (1) 戦後、ソ連影響下に入った旧東欧圏は、冷戦終了後、NATO加盟。
- (2) 2008年。ウクライナとジョージアも加盟希望。将来の加盟へ含み。
- (3) 2010年。ジョージア戦争。南オセチア、アブはチアをロシアに奪われる。
- (4) 2014年。クリミア併合。サイバー攻撃を用いたハイブリッド戦の嚆矢。

6. ウクライナ問題(2)

- 3. ウクライナをめぐる対立は原則的対立
- (1) ロシアから見るとウクライナは勢力圏の一部。ロマノフ朝の直接支配の及んだ地域。欧州権力政治(室町戦国武将風)の考え方。フランスやドイツなどは一定の理解。ウクライナのNATO加盟を忌避。
- (2)米国は、住民の意思に秩序の正統性を求める。ウクライナがNATOの扉をたたくのならば、受け入れるべしとの考え方。自由意思に基づく合意でできたアメリカ合衆国。ロシアの勢力圏拡張を恐れる旧ソ連圏の国々も米国を強く支持。
- 4. ロシアによるウクライナ侵攻の副産物~プーチンの戦略的失敗
- (1) スウェーデンとフィンランドのNATO加盟。
- (2) ロシアが主導する集団安全保障機構(CSTO)の足並みの乱れ。

7. ウクライナ問題(3)

- 5. NATO対ロシアの力関係
- (1) 圧倒的に優勢なNATO軍。経済力はロシアの30倍以上。米英仏は核兵器国。 NATO核の存在。人口3000万を超える米、英、仏、独、イタリア、スペイン、トルコ。
- (2)核兵器で突出するロシア(6000発以上)。人口は1億5000万。経済規模は韓国並み。兵力90万。電子産業に乗り遅れて凋落の一途。産油国としての存在感。
- 6. 今後の見通し
- (1) ロシアの勝ち目は、核兵器と総動員。総動員が成功するカギは、国民の支持。 プーチンの野望のための戦争に国民がついていけるか。戦術核兵器の使用は、西側の さらに激しい反発を招く危険。
- (2) ロシアと欧州のエネルギーをめぐるチキンゲーム。この冬を欧州が無事こせるか。エネルギー逼迫が、欧州のウクライナ支持にどう影響を与えるか。
- (3) ウクライナ、ロシア共に消耗戦。来春以降、どこまで戦闘を続けられるか。最終的な停戦ラインはどこか。

8. 台湾有事はどうなるか(1)

- 1. 台湾は常に米国の影響圏。
- (1)中国は、第二次世界大戦後、中華人民共和国(北京)と中華民国(台北)に分裂。実態上は、ドイツ、朝鮮と同じ分断国家。しかし、いずれも「一つの中国」を譲らず。日米は台北政府を承認。ソ連、英国は北京政府を承認。
- (2)米中、日中国交正常化の後、日米は北京政府を正統政府として承認。米華同盟 の消滅。米議会による台湾関係法の採択。
 - (3) 日米両国とも、
 - (ア) 一つの中国の中の正統政府は北京政府、
 - (イ) 台湾が中国の領土的一部とは認めず、
 - (ウ) 台湾海峡の平和と安定の維持が前提(現状維持政策)。
 - (4) 中国の武力による現状変更(=台湾併合)には、米国は武力で介入する。
 - ⇒ 最近のバイデン大統領発言は、計算されたもの。

9. 台湾問題はどうなるのか(2)

- 2. 日中国交正常化と台湾問題
- (1)日中国交正常化とポツダム宣言第8項、カイロ宣言
- (ア)日中共同声明第3項:中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国 の領土 の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。
- (イ)ポツダム宣言第8項:「カイロ」宣言ノ条項八履行セラルヘク又日本国ノ主権 八本州、北海道、九州及四国並二吾等ノ決定スル諸小島二局限セラルヘシ
- (ウ) カイロ宣言: 三大同盟国(米英中) は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず 又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず 右同盟国の目的は日本国より 1 9 1 4年の第一次世界戦争の開始以後に 於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪する こと並に満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の 地域を中華民国に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国 の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

10. 台湾問題はどうなるのか(3)

- (2)戦時中の戦勝国同士の敗戦国の領土分割の約束は、敗戦国との平和条約で規定しなければ、最終的に確定しない。サンフランシスコ平和条約で日本は台湾を放棄し、中国に割譲しなかった。
- ▶ 【参考】サンフランシスコ平和条約第2条(b)項:日本国は、台湾及び澎湖諸島 に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- 3. 日米安保条約第6条「極東条項」と台湾
- (1) 在日米軍は、日本の基地を使用して、極東(韓国、台湾、フィリピン)の平和 と安全を守る。ただし、直接戦闘作戦行動には日本政府の事前同意が必要。
- (2)沖縄返還に際して、佐藤総理は、台湾が日本の安全にとって重要と明言(1969年。ニクソン大統領との日米首脳会談、ナショナルプレスクラブ演説)
- (3) 日中国交正常化は、日本の安全保障上の権利義務関係に影響を与えず。

11. 台湾問題はどうなるのか(4)

- 4. 地域安全保障における日本の役割の拡大
- (ア)小渕恵三総理の重要影響事態法。北朝鮮の核危機が原因。橋本総理のガイドライン改定に続き、重要影響事態における米軍への後方支援を可能にした。
- (イ)安倍晋三総理の平和安全法制。存立危機事態における日本の集団的自衛権 行使を可能にした。ガイドライン改定。
- (注1)野党側からは、常に、日中国交正常化以降は、日米同盟は台湾を防衛対象にしないとの主張がなされた。政府の立場は、一貫して台湾は日米同盟の防衛対象になり得るというもの。
- (注2)大平外相は、台湾問題は、基本的に中国の内政問題と答弁。基本的にの 意味は、「台湾海峡の現状が維持される限りにおいて」という意味。栗山元外務 次官。

12. 台湾問題はどうなるのか(5)

- 1. 台湾有事は日本有事
- (1) 中国は、尖閣を台湾の一部と主張。
- (2) 中国の戦争区域は、直近の先島諸島を含みえる。与那国・台湾は110キロの距離。中国兵に上陸されたまま停戦になれば、先島は奪われる危険あり。
- (3)米軍は、台湾支援のために安保条約第6条に従って日本の基地を使う。
- 2. 台湾有事をめぐる課題
- (1)核の恫喝への対処~核シェルター、核持ち込み、核共有
- (2) サイバー戦への対処~不正アクセス防止法改正、サイバー軍の立ち上げ。
- (3) 継戦能力、基地の抗堪性の確保~「3回の裏の自衛隊」。防衛費倍増の必要性。
- (4) 国民保護体制の脆弱さ

13. 経済安全保障(1)

- (1) 大国間競争の始まりと経済安全保障
- (ア) 中国の超大国化と米国の対中戦略の転換~ポンペオ演説。2020年。
- ⇒2010年代から中国の経済力は日本並みから米国の75%へ。
- ⇒中国の国防費は日本(英仏独並み)の5倍、米国の3割(開発費含まず)へ。
- ⇒中国は「製造強国」「軍民融合」とによる技術的猛追。
- ⇒米国国防省の開発予算(10兆円)が、中国、GAFAに追いつかれ得る時代。
- (イ) ゲームチェンジャー技術の登場
- ⇒宇宙アセットと情報技術の利用。第一次湾岸戦争(1990年)。
- ⇒サイバー攻撃を駆使したハイブリッド戦。クリミア併合(2014年)。
- ⇒ドローンを多用した新しい戦争。ナゴルノカラバク戦争(2022年)。
- (ウ) コロナ・パンデミックと新自由主義の反省。
- ⇒サプライチェーン強靭化の世界的潮流。医薬品・マスク、半導体、重要鉱物資源。
- ⇒リスク:パンデミック、大地震・津波、気候変動、戦争(地政学)

14. 経済安全保障(2)

- (2) 模倣を越えた国家的技術窃取
 - ⇒富国強兵が目的。「日本がやったとおりにやればよい」(鄧小平)
- (ア) 伝統的なスパイの暗躍~スパイはどうやって近づいてくるか。
- (イ) 正面からの技術流出
 - ⇒人民解放軍とつながった留学生。米国は査証拒否比率が5%から20%へ
 - ⇒合弁企業、企業買収を通じた技術流出。
 - ⇒技術者の呼び込み。多額資金の供与と招聘計画。
 - ⇒「シャドウラボ」の衝撃。
 - ⇒中国の研究助成を受け取った学者は政府資金を回さない(米エネルギー省)。
- (ウ) サイバー攻撃を使った技術の窃取。
 - (例) 三菱電機(特定技術)。社会保険庁(大量の個人情報)。

15. 経済安全保障(3)

- (3)日本政府のこれまでの対応
- (ア) 外為法改正と対内投資の規制(安倍政権)と日本版CIFIUSの設置。
- (イ) 外国人による土地利用規制法の成立(菅政権)
- (ウ)経済安全保障法制の整備(岸田政権)
 - ⇒秘密特許法の制定
 - ⇒重要物資のサプライチェーンの強靭化。半導体戦略の見直し。
 - ⇒重要インフラの「ゼロリスク」主義。
 - ⇒安全保障関連技術開発のための官民協力
 - ~日本に特殊な学術会議問題が障壁。
- (工) 脆弱なサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法)

16. 経済安全保障の課題(1)

- (1) 科学技術・産業技術安全保障政策の必要性
- (ア)日本の経済安保政策は、1985年の東芝機械ココム違反事件以降、輸出管理 に特化。
- (イ) 科学技術政策と安保政策の完全な遮断
 - ⇒GHQによる軍事研究の禁止。マッカーサーの置き土産。
 - ⇒左傾化した学会による対米協力の拒否。共産圏には親近感。
 - ⇒「日本学術会議」による軍事研究拒否の圧力。
- (ウ) 極端に少ない防衛省の研究開発予算
 - ⇒日本の教育関連予算5兆円。科学技術関連予算4兆円。
 - ⇒CSTIによる予算配分。学術会議が常任議席。防衛省には1600億円(!)
- (工) 文科省(JST)、経産省(NEDO)の限界。新たな研究開発拠点の必要性。 横須賀に、イスラエルのベエルシェバのような第二つくば都市を!

17. 経済安全保障の課題(2)

- (2) 脆弱な日本のサイバーセキュリティへの対処
- (ア) 不正アクセス防止法、不正指令電磁的記録罪に縛られて動けない自衛隊。
- (イ) アトリビューション、積極防御がサイバーセキュリティの基本。
- (ウ) 国民のプライバシー (憲法第21条) は尊重。相手は敵軍の諜報機関等。
- (工) 政府全体と重要インフラを守れ。
- ⇒ 内閣サイバーセキュリティ局の設置。デジタル庁・内調との協力。
- ⇒ 内閣サイバー情報センターの設置。自衛隊の助力を得る。 (参考) 内閣宇宙衛星センター
- ⇒ 横須賀への量子・サイバー研究拠点の設置。年間1兆円の予算投与を。 日本の民間企業の技術を伸ばせ。
- (オ) 政府クラウドの設置と強力なファイヤーウォールの設置。
- (カ) クリアランス (機密情報アクセスへの資格検査) の導入。